

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 18 日

湯河原町長 内藤喜文

#### 湯河原町規則第 4 号

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則（令和3年湯河原町規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 宅地造成等工事規制区域の項を次のように改める。

旧宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域
-------------	--

様式第3号中「宅地造成等工事規制区域」を「旧宅地造成工事規制区域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。